

## 平成 16 年度第 2 回国立大学法人東京海洋大学学長選考会議議事要旨

- 日 時** 平成 16 年 9 月 3 日 (金) 12 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所** 本部管理棟 1 階会議室
- 委 員** 根本議長、島田委員、田畑委員、吉田委員、松山委員、大津委員、竹内委員、岡田委員
- 陪席者** 高井学長、桑島理事
- 事務局** 事務局長、総務部長、人事課長他 2 名

### 議事

#### 1 学長の任期について

事務局より、資料 1～4 に基づき説明があり、審議の結果、次の原案どおり了承された。

1. 任期  
学長の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 6 年を超えてはならない。
2. 残任期間  
1. の規定にかかわらず、学長が欠けたときの後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、当該残任期間が 1 年未満の場合にあつては、当該残任期間に 3 年を加えた期間を任期とし、再任の場合は、引き続き 7 年を超えてはならない。
3. 現学長の任期  
現学長の任期は、平成 18 年 3 月 31 日までとし、再任された場合は、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

#### 2 学長の選考方法について

事務局より、資料 5～10 に基づき説明があつた後、旧両大学の選考方法や統合時の選考方法について報告があつた。また、国立大学法人の学長の役割等について、意見交換を行った。なお、年内に選考方法の骨格を策定するというスケジュールが了承され、今後議論する内容としては次のとおりとした。

1. 候補者の推薦方法について
2. 学内意向聴取(投票など)の方法について
3. 最終候補者の決定方法について

次回については、経営協議会との調整を図り、後日、各委員へ連絡し、決定することとなった。

## 配付資料

- (1) 国立大学法人東京海洋大学学長の任期について(案)
- (2) 国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則(案)
- (3) 国立大学法人東京海洋大学学長の任期(案) [図]
- (4) 東京海洋大学の初代学長等役職者等候補者の選考について(抄)
- (5) 国立大学法人の学長選考に関する基本的考え方
- (6) 学長選考方法の策定に当たっての検討の視点(案)
- (7) 各国立大学法人における学長の選考方法
- (8) 国立大学法人法(抄)
- (9) 新しい「国立大学法人」像について(抄)(平成 14 年 3 月 26 日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)
- (10) 他の国立大学法人の学長選考規則